

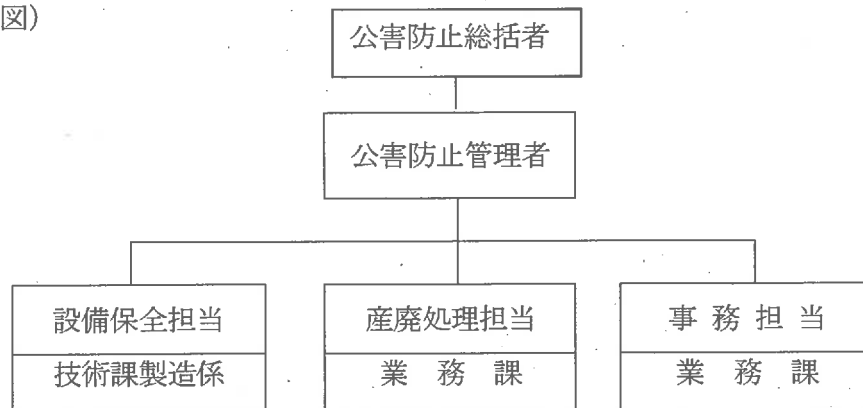
産業廃棄物処理計画書	
2024年 5月 13日	
福岡県知事 服 部 誠 太 郎 殿	
提出者 住 所 福岡市博多区上牟田一丁目27番7号1F 氏 名 株式会社 柏木興産 代表者 柏木 武春 電話番号 092-473-7858	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 柏木興産 生産2部 苅田工場
事業場の所在地	福岡県京都郡苅田町大字南原2095-11
計画期間	2024年 4月 1日～2025年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	窯業・土石製品製造業（生コンクリート製造業）
②事業の規模	805百万円／年（製造品出荷額等）
③従業員数	11人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	残コン処理 及び洗浄水 処理工程 汚泥 脱水 脱水汚泥 委託処理 コンクリートくず



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
	排出量	1,490 t	2,310 t
	(これまでに実施した取組)		
	プラントミキサの定期点検及び顧客との緻密な打合せ等を行い、廃棄物の発生量を抑制する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
	排出量	1,000 t	2,000 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・顧客との更なる綿密な打合せを行い、正確な出荷量を協議する。 ・ミキサー車の洗浄水を削減する。 ・残コンなどでリサイクルブロックを製作し、汚泥発生を低減する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別を行ったうえの陶磁器くずの為、これ以上の分別は行っていません
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も産業廃棄物の分別を行う予定はありません。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	400 t	t
	(これまでに実施した取組) 脱水処理および乾燥		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	400 t	t
	(今後実施する予定の取組) 脱水処理の継続と乾燥期間の増加による減量。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	コンクリートくず
	全処理委託量	1,090t	2,310t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,090t	2,310t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) コンクリートくずは、全処理委託し再生路盤材として再利用しています。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
	全処理委託量	600t	2,000t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	600t	2,000t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も発生したコンクリートくず及び陶磁器くずは、100%産業廃棄物 処分業者に委託し、再生利用します。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。